

鳥取県告示第 1054 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大屋字白杉谷572の1から572の4まで、572の6から572の15まで、572の22、字白杉谷左575の1、575の3から575の30まで、575の32、575の34、575の38、大字西宇塚字登尾747の1から747の20まで、字瀧ノ谷748、748の1、748の2、749、750、751の1から751の25まで、751の29から751の47まで、752、752の1、753、754、754の1から754の4まで、字大途谷755、字北谷口756の1から756の26まで、756の28、字北谷南谷757の1、757の3から757の67まで、757の80から757の86まで、757の94、757の95、757の104から757の106まで、757の108から757の117まで、757の123から757の125まで、757の129、757の135から757の139まで、757の141、757の142、757の145、757の146、757の148

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）